

発注見通しの公表

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約により契約の締結が見込まれるので、山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）第 137 条第 6 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 28 日

山梨県知事 長崎 幸太郎

<p>契約の目的となる 物品又は役務の名称</p>	<p>令和 7 年国勢調査広報用物品（クリアファイル、ポケットティッシュ、のぼり旗）</p>
<p>数 量</p>	<p>クリアファイル : 70,000 枚 ポケットティッシュ : 55,000 個 のぼり旗 : 350 枚</p>
<p>契約を締結する時期</p>	<p>令和 7 年 5 月</p>
<p>契約の相手方の選定基準</p>	<p>○所在地が山梨県内にある、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する障害者支援施設等（障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所等）であること。 ○自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。また、次の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。</p>

<p>契約の相手方の選定基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者 (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
<p>その他</p>	